

くらしのなかに図書館を

—これからの野洲図書館のあり方について—

(提言)

平成26年（2014）年9月

野洲市図書館協議会

目 次

はじめに

1. 公共図書館の役割	1
2. 野洲図書館を取り巻く現状と課題	1
1) 図書館の歩み	1
2) 現状と課題	3
3. 野洲図書館のあり方	5
1) 野洲図書館の将来像	5
2) 野洲図書館のこれからのサービスのあり方	6
(1) 個人貸出の拡充	6
(2) 資料・情報の充実	6
(3) レファレンス・サービス	7
(4) 乳幼児サービス	7
(5) 児童サービス	7
(6) ヤングアダルトサービス(青少年サービス)	8
(7) 大人へのサービス	8
(8) 高齢者サービス	8
(9) 図書館利用に障がいのある方へのサービス	8
(10) 多文化サービス	9
(11) 全域サービス	9
(12) 行政支援サービス	9
(13) 関係機関との連携	9
(14) 広報	10
(15) 職員	10
(16) 施設・設備	10
(17) 図書館情報システム	10

4 おわりに

図書館協議会委員
提言策定経過

はじめに

野洲図書館の前身である野洲町立図書館は昭和54年8月に県下の他町村にさきがけてオープンした。歴史と文化の香り高い野洲町文化の殿堂として町民に親しまれ愛される図書館、だれでもが気軽に立寄れる図書館を基本方針に掲げ、床面積663.0㎡、開館時の冊数7,500冊から第一歩を踏み出した。以来小さい図書館なりに町民の読書要求に応え、誰でも気軽に利用できる開かれた図書館をめざしてきたが、20年余が経過し、利用者の増加や所蔵資料の増加により、施設が狭隘となり利用者のニーズに対応できなくなってきたことから、平成14年に最先端の設備を備えた、ゆとりと安らぎのある情報発信拠点、生涯学習拠点として新野洲図書館の開館を迎えるに至った。「貸出し」を基本としたサービスの提供、町内全域サービスの展開、障がい者や高齢者に優しい図書館づくり、充実した児童サービスの展開、住民の情報交流の場づくりを標榜し、10年間さまざまなサービスを行ってきた。結果、人口5万人規模の自治体の図書館にあって、貸出し冊数は全国でもトップレベルに成長した。

しかし、近年、厳しい財政運営状況の中での図書館サービスのあり方、少子高齢化や世帯構造の変化に伴う市民の情報ニーズの多様化、高度情報化社会への対応など図書館を取り巻く環境は変化しつつある。

このような状況の中、平成14年に開館した『野洲図書館』の10年間の活動を踏まえ、図書館の基本理念やサービスを再確認する中で、図書館に求められるサービス等についてこれからの10年先を見据え、野洲図書館のあるべき姿を提言するものである。

1 公共図書館の役割

「自由で民主的な社会は、国民の自由な思考と判断によって築かれる。国民の自由な思考と判断は、自由で公平で積極的な資料提供によって保証される。資料の提供は公共図書館によって公的に保証され、誰でもめいめいの判断資料を公共図書館によって得ることができる。この意味で公共図書館は、国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を保障する機関である」（「市民の図書館」日本図書館協会 1970.5）

これは40年以上前に書かれたものであるが、公共図書館とは何かということを確認に示した文章として今なお、日本の公共図書館の活動の根本にあるといえる。野洲市に図書館がある理由は、この公共図書館の理念を野洲市において実現するためであり、市が責任を持って図書館を設置・運営し、理念の実現に向けて適切な活動を行っていかねばならない。健全で豊かな社会の実現に資するため、そして市民一人ひとりの知的活動を支えるために、市民の知的要求に応え知識と教養を保障することが、野洲市の図書館の使命だと考える。

2 野洲図書館を取り巻く現状と課題

1) 図書館の歩み

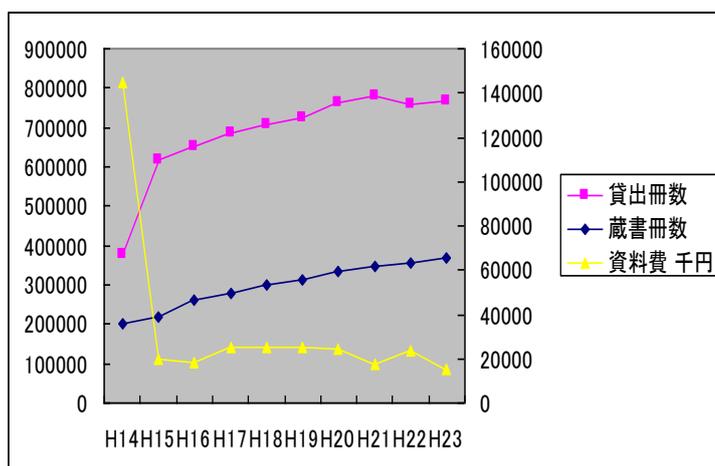
1921(大正 10).4.1	野洲町教育記念図書館の設置(野洲町小篠原 野洲尋常高等小学校内)
1968(昭和 43).11.1	野洲町中央公民館図書室の設置
1979(昭和 54).8.1	野洲町立図書館の開館(当日来館 442 名、貸出 178 名 279 冊)
1981(昭和 56).8.22	大篠原公民館での出張貸出開始(昭和 57 年 9 月 18 まで)
1982(昭和 57).7.1	図書館入口にブックポスト設置
1982(昭和 57).11.1	草の根文庫開設(10ヵ所)
1984(昭和 59).4.1	幼・小・中全員登録開始(昭和 62 年度まで)
1984(昭和 59).6.16	障がい者対象の宅配サービス開始
1985(昭和 60).12.12	第 1 回文学散歩開催
1987(昭和 62).5.22	点字絵本講習会開始(平成元年度まで月 1 回)
1988(昭和 63).4.1	貸出冊数の制限を 2 冊から自由に
1996(平成 8).6.21	篠原小学校での出張貸出開始(平成 18 年度まで)
1997(平成 9).4.11	図書館業務の電算化
2000(平成 12).11.27	(仮称)ほほえみ情報交流センター起工式
2001(平成 13).10.3	図書館ホームページの開設
2001(平成 13).12.20	湖南 3 市 2 町蔵書横断検索ホームページの開設(2006.3.31 終了)

2002(平成 14).3.18	野洲町立図書館一時休館
2002(平成 14).3.26	野洲図書館定礎式
2002(平成 14).4.1	湖南 3 市 2 町広域貸出開始
2002(平成 14).7.2	野洲図書館分室開館 貸出期間を 2 週間から 3 週間に変更
2002(平成 14).8.1	野洲図書館開館 (入館 3,275 人、貸出 1,047 人、5,469 冊)
2004(平成 16).10.1	野洲図書館中主分館開館
	証明書自動交付機設置 (2010 平成 22. 3. 31 撤去)
2004(平成 16).10.1	ホームページでの資料予約受付開始
2005(平成 17).4.28	市役所にブックポスト設置
2005(平成 17).5.17	中主分館の開館時間変更
2005(平成 17).5.17	複製画の貸出開始
2006(平成 18).5.19	中主小学校での出張貸出開始
2006(平成 18).7.14	中主中学校での出張貸出開始
2007(平成 19).5.18	利用者用レシートプリンタ設置
2007(平成 19).5.23	三上小学校での出張貸出開始
2007(平成 19).6.12	館内OPACでの資料予約受付開始
2007(平成 19).10.1	ほほえみ情報交流センターを解消し、まちづくり協働推進センターを設置
2009(平成 21).2.1	学校支援セット貸出サービス開始
2009(平成 21).5.1	カラーコピーサービス開始(本館)
2009(平成 21).5.21～ 26	新型インフルエンザ対策臨時休館
2009(平成 21).5.30	本館貸出冊数記録更新 5,494 冊(922 人)
2010(平成 22).3.1	雑誌オーナー制度開始
2010(平成 22).3.31	野洲図書館分室閉館
2010(平成 22).4.17	ホームページと館内検索端末で返却期限の延長開始
2010(平成 22).4.17	本館貸出冊数記録更新 7,210 冊(1,191 人)
2010(平成 22).10.1	ふるさと納税者へのとしょかんカード発行開始
2011(平成 23).10.27	貸出状況お知らせメール配信開始
2013(平成 25).3.4～ 5.6	中主分館移転のため一時休館
2013(平成 25).5.7	北部合同庁舎内に中主分館移転開館

2) 現状と課題

野洲図書館は平成14年の新図書館開館以来、市民の読書施設として、また、生涯学習の拠点としてその役割を果たしてきた。貸出冊数は、開館当初から順調な伸びを見せ、全国トップレベルの実績を挙げている。これは、市民の旺盛な読書意欲とそれを支える行政の理解、質の高いサービスの結果と考える。しかし、近年、この貸出冊数は横ばい状態から徐々に減少傾向にある。これは、図書館の生命線である十分な資料費の確保が厳しい状況に置かれていることも一因と考えられる。

貸出冊数が図書館を評価するすべてではないが、より多くの市民に利用されるために、利用統計の分析を行い、創意工夫しながら活力ある図書館をめざす必要がある。また、少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、地域における情報ニーズも変化し、教育、福祉、余暇等の各分野で世代ごとの実生活に直結した具体的な情報が求められるようになってきている。こうした状況の中で、図書館はしなやかに対応する必要がある。公共図書館の使命を見失うことなく、従来の図書館サービスのあり方を土台にしながらも、時代の要求に応えることができる図書館へ進化することが、今の図書館に求められている。



年度	貸出冊数	蔵書冊数	資料費(千円)
H14	377,676	199,838	144,706
H15	616,006	218,082	20,000
H16	652,486	259,671	18,069
H17	685,285	280,240	25,400
H18	706,068	298,953	25,000
H19	722,401	314,799	25,000
H20	761,820	332,957	24,500
H21	781,864	347,525	17,500
H22	759,692	354,654	23,999
H23	767,040	366,867	15,200
H24	741,527	376,438	17,500

《具体的課題》

① 資料費の確保

利用者にとって魅力ある図書館であるためには、図書館に新鮮で豊かな蔵書があることがまず第一である。そのためには、司書の確かな目利きによる魅力的かつ有用な資料の選書・収集が必要であるとともに、その資料をそろえるための十分な資料費の確保が必要不可欠である。野洲市の財政見通しは厳しい状況であるが、市民の図書館利用に支障をきたさない、また蔵書の魅力が維持できる資料費の確保が重要である。

② 利用率、登録率の向上、図書館PRの充実

新図書館が開館して10年が経過し、「図書館がある」ということについては市民の中である一定

の認知を得ている。しかし、多くの人が利用している反面、いまだに図書館を利用したことのない人が多く存在することは登録率を見ても明らかである。もっと積極的に図書館の利用を促すPRをしていく必要がある。

③ 学校との連携、学校図書館の自立支援

『野洲市子ども読書活動推進計画』に基づき、学校現場における読書環境の一層の整備を進めていく必要がある。野洲市内の学校図書館の現状は、十分な資料費の確保も運営に直接携わる人（学校図書館司書）の配置もなく、非常に厳しい状況にある。学校図書館は、学校図書館法に基づいて教育委員会・各学校が責任をもってその整備を進めていかなければいけない学校教育にとって必要不可欠な施設であるが、その整備の過程で公共図書館が持つリソースを有効に活用することは可能だと考える。学校図書館との蔵書データの連結、レファレンス機能の活用、調べ学習へのサポート、蔵書整備のアドバイスなど、学校図書館のバックアップをいかに行っていくのか、学校関係者との協議の中から、適切なあり方を探っていく必要がある。

④ 高齢者サービス・障がい者サービス

図書館の利用に困難を抱える高齢者や障がい者が、図書館を使いやすくなるような環境の整備が必要である。大活字本や録音資料など資料面の充実もさることながら、図書館へのアクセスが難しい人たちに対しては、宅配や地域拠点への移動図書館サービスなども検討していく必要がある。また、それぞれの人が抱える困難は、人により状態も程度も様々であるので、画一的なサービスの提供にとどまらず、一人ひとりの方にもっともふさわしい図書館サービスを提供できるよう、きめ細やかな配慮が必要である。

⑤ 全域サービス

図書館の立地上の問題から、図書館サービスを受けられない（受けにくい）人が潜在的に多数いると思われる。中主地域においては、商業施設等の集まる地域への中主分館の移転が行われたことにより、生活動線に近い場所で図書館サービスを行うことが可能となったが、湖岸等の周縁部に住む人にとっては、図書館はまだまだ使いにくい施設であることに変わりはない状況である。また、野洲市南部の三上学区からも図書館は離れており、アクセス手段のない人にとって図書館は利用しづらい状況である。野洲市のどこに住んでいても、同じサービスを受けられる状態にすることが行政機関としての責務であり、新たなサービスポイントの設置（駅前再開発等を視野に入れて検討する）や移動図書館サービスの実施などを検討する必要がある。

⑥ 電子書籍の導入

電子書籍の普及は徐々に進んできており、電子書籍への対応は今後の図書館運営にも大きく影響を与える重大な懸案事項である。「電子図書館」として市民一般に期待されているのは、本として流通しているものの電子版の提供だと考えるが、図書館として貸出し、提供するのが妥当かどうか今後十分に検討していかなければならない。まずは、郷土資料の電子化とそのデータの提供、そして障がい者サービスへの活用としての導入などを検討する必要がある。

⑦ 正規職員の確保、職員の計画的採用の実施、職員の育成

図書館が有効に機能するためには、専門的な知識を有する経験豊かな司書が運営を担うことが不可

欠である。職員から職員へ、その知識の継承をスムーズに行い、サービスの質の低下が起こらないような計画的な職員採用を行う必要がある。また、職場研修の実施やさまざまな研修の受講など人材育成に努める必要がある。

⑧ 書庫保存スペースの増築を含んだ改修

新図書館開館より10年が経過し、書庫の容量が限界に近づきつつある。不要な資料の除籍を行うことにより、蔵書の新陳代謝を進めていくことも必要であるが、地域資料・行政資料の収集・保存を進める中で、次世代に残していかなければならない資料を確実に保存できるだけの書庫スペースの確保が不可欠である。施設の全体の経年経過による劣化・破損等も起こりつつあり、書庫スペースの増床も視野に入れた中長期的な施設の改修を計画的に進めていく必要がある。

3 野洲図書館のあり方

1) 野洲図書館の将来像

(1) 機能する図書館

① 知識や情報を得ることができる図書館

市民のニーズにあった蔵書が構築されている図書館

様々な分野の情報を網羅的に入手することができる図書館

② 課題解決ができる図書館

一人ひとりの市民が抱える問題に答えられる必要十分な資料がある図書館

様々なレファレンス（参考質問）に対応できる、情報探索能力に長けた司書がいる図書館

③ 新しい発見ができる図書館

思いがけない本との出会いにより、新たな知見・価値観・情報を得ることができる図書館

学習する意欲、思考する意欲を掻き立てられるような、知的な刺激のある図書館

④ 居心地の良い図書館

市民が気持ちよく利用できるような工夫のある図書館

市民が気持ちよく利用できるよう、心配りのできる職員がいる図書館

(2) 進化する図書館

① 新しい資料（情報）を提供する図書館

時代の要請・変化に対応できる、即応性のある情報提供体制がある図書館

市民が必要とする新しい知識、新しい資料を、豊富に取り揃えた図書館

② 高度情報化社会に対応した多様なサービスを提供する図書館

電子書籍をはじめとする、様々な情報ソースに対応できる図書館

③ 行政や地域、企業を応援する図書館

行政や企業に対しての課題解決サポートを積極的に行う図書館

④ 市民が成長することができる図書館

社会の一員としての市民一人ひとりが、必要とする情報を確実に入手できる図書館

⑤ 研鑽する職員（司書）がいる図書館

質の高い図書館サービスの実現のために、司書が自らの専門性を高める努力をする図書館
（各種資料研究、社会情勢の把握、経営研究など）

(3) 蓄積する図書館

① 市民が必要とする知識や情報を収集保存する図書館

必要とされる情報を的確に把握し、適切なコレクションを形成する図書館

新鮮で正しい情報が常に市民に提供される図書館

各分野の基本的な知識、正確な情報が、適切に収集保存されている図書館

② 地域資料（特に野洲市に関する資料や行政資料）を積極的に収集保存する図書館

まちのことが何でもわかる図書館

③ 野洲市の歴史を未来に残す図書館

その時々まちの姿を次世代に伝えられる、適切な資料収集がなされている図書館

2) 野洲図書館のこれからのサービスのあり方

(1) 個人貸出の拡充

図書館サービスの基本である貸出しの拡充を図ることが必要である。

- ① 予約、リクエスト制度の周知拡大をはかり、市民一人ひとりの情報要求に的確に応えること。
- ② 学習の機会を保障するため県立図書館や県内図書館との情報ネットワーク連携を十分活用しながら効果的に資料を提供すること
- ③ 新しい利用者を開拓するため、効果ある策を講ずること

(2) 資料・情報の充実

市民の多様な資料・情報の要求に応えるため、新鮮で魅力ある資料を幅広く備えることが必要である。

- ① 郷土・行政資料を収集・保存（貴重な資料についてはデジタル化）すること
- ② 雑誌・新聞（雑誌オーナー制度の拡大）を充実すること
- ③ 視聴覚資料を充実すること
- ④ 多文化サービスのための外国語資料を積極的に収集すること
- ⑤ 電子書籍の導入を検討すること
- ⑥ ^{*}オンライン・データベースを導入すること
- ⑦ 学校図書館支援のための資料を収集・整備すること
- ⑧ 寄贈図書を積極的に受け入れすること

*オンライン（商用）データベース：雑誌や新聞記事、判例や法令、ビジネス書式集などを検索して読んだり印刷したりできるデータベース。

(3) レファレンス・サービス

市民の日常生活の疑問に応え調査研究などを支援するため、地域資料や行政情報も含んだレファレンス・サービスを行う。そのために参考資料の収集整備、調査事例の蓄積とデータベース化に努める必要がある。

- ① 検索指導や「調べ方案内」などを作成すること
- ② 電話やメール、ホームページ等を介した相談への対応を実施すること
- ③ 図書館間ネットワークを活用すること
- ④ 資料・情報だけでなく、専門機関や市内の人材等、ニーズに合った情報マッチングに努めること

(4) 乳幼児サービス

乳幼児期の絵本の読み聞かせは、子どもの人に対する信頼を培い、言葉を身につけ、またその子の心を豊かに育てる。乳幼児に絵本を手渡すには、保護者をはじめとする周囲の大人の協力が不可欠であり、そのため『野洲市子ども読書活動推進計画』に基づき、資料の充実に努めるとともに、保護者の図書館利用と読書への理解の促進を図る。

- ① 乳幼児向けコーナーの設置・充実に努めること
- ② 乳幼児向け資料の充実に努めること
- ③ 図書館における乳幼児向けお話を実施すること
- ④ 読み聞かせボランティアとの連携・協力を努めること
- ⑤ 子育て支援事業等、図書館外への出張お話を実施すること
- ⑥ 「こころのたねまき事業」をはじめとした乳幼児向け事業の拡大を図ること
- ⑦ 保護者向けブックリストを発行すること
- ⑧ 保護者へ図書館利用の促進に努めること
- ⑨ 保育園・幼稚園等への団体貸出、およびお話し会用作品の貸出の拡充を図ること

(5) 児童サービス

次代を担う子どもがその感受性を育み、また社会を生きる力を身につけるためには、多様で豊かな読書体験が重要である。生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるためにも、『野洲市子ども読書活動推進計画』に基づいて幅広い読書支援サービスを行うとともに、子どもにかかわる大人へのサービスも積極的に展開していく必要がある。

- ① 児童向けコーナーの設置・充実に努めること
- ② 児童向け資料の充実に努めること
- ③ 図書館におけるお話し会・一日図書館員等、児童向け事業・講座を実施すること
- ④ 子ども向けホームページの充実に努めること
- ⑤ 児童向けブックリストを発行すること
- ⑥ 団体貸出やお話し会・ブックトーク等、学校との連携・協力を深めること
- ⑦ 学校図書館をバックアップする資料センターとして、資料整備と学校支援体制の充実に努めるとともに、学校図書館が自立するための支援に努めること。また、野洲図書館との情報ネットワークの構築に取り組むこと
- ⑧ 学校図書館支援ボランティアをはじめとするボランティアとの連携・協力を努めること

*ブックトーク：ある一つのテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動をいう。

(6) ヤングアダルトサービス（青少年サービス）

若者の読書離れは、長らく社会的な問題として提起されているところである。児童期に一定の読書体験・読書習慣を積んできた子ども達が、大人へと成長する中で、次第に読書という営みから離れてしまうということは決して好ましいことではない。子どもから大人へ心身ともに大きく成長を遂げる思春期・青年期の時期であるからこそ、実生活だけでは得がたい多様な知識・価値観を、読書を通じて獲得することは非常に重要である。子どもの読書から大人の読書へ、手に取る資料の質・内容自体が大きく変化するこの時期に、彼らの読書習慣が途切れないよう、図書館は“本と人をつなぐ”役割を積極的に果たしていく必要がある。

- ① ヤングアダルトコーナーの設置・充実に努めること
- ② ヤングアダルト向け資料の充実に努めること
- ③ 広報紙、ホームページ等による情報提供を積極的に実施すること
- ④ 学校・学校図書館との連携・協力を実施すること
(ブックトーク、職場体験学習の受け入れ、資料の相談、調べ学習支援ほか)
- ⑤ 読み聞かせ等ボランティア、一日図書館員の受け入れを実施すること
- ⑥ 学校図書館支援ボランティアをはじめとするボランティアとの連携・協力を努めること

*ヤングアダルト：もう子どもではないけれどまだ大人ではない、子どもと大人の狭間にある年代。主にティーンエイジ・思春期の時期にある若者を指す。

(7) 大人へのサービス

教養を身につける、調べものをする、楽しむ、就労・キャリア向上のためなど、読書には様々な目的がある。多岐に渡る大人からの資料要求に応えられるよう、それぞれの目的に応じた幅広い資料の収集に努める必要がある。

- ① 家庭で役立つ資料として、くらしの棚を設置し、特に利用の多い家事や育児などの資料の充実に努めること
- ② 仕事に役立つ実務的な資料の充実に努めること
- ③ 日常生活で生じた疑問の解決に役立つ資料の提供に努めること
- ④ 読書への関心を高めるためにテーマ展示や図書館報の発行を行うこと

(8) 高齢者サービス

高齢者一人ひとりの要求に応じたサービスを展開していくことが重要である。

- ① 生涯、読書の楽しみが続けられるように、年代に応じた資料や環境を整備すること
- ② ふれあいサロン等高齢者が活動する事業等への協力を通して、読書および図書館利用の普及に努めること
- ③ 来館が困難な方への宅配サービスを実施すること

(9) 図書館利用に障がいのある方へのサービス

図書館を利用すること、読書することが困難なすべての利用者に向けて、使いやすくきめの細かいサービスが必要である。

- ① 録音資料・大活字本等を充実すること
- ② DAISY図書（デジタル録音図書）の導入を検討すること

- ③ 宅配サービスを拡大すること
- ④ 関連機関と積極的に連携すること

(10) 多文化サービス

日本語を母国語としない方が図書館を利用できるような環境を整えていくことが必要である。

- ① 外国語で書かれた資料の収集と充実を図ること
- ② 利用案内や館内標示等を多言語で作成し、利用しやすい環境を整備すること
- ③ 語学習得を支援する資料を拡充すること

(11) 全域サービス

市内のどこに住んでいても図書館サービスが受けられるよう創意工夫しながらサービスを展開していく必要がある。

- ① 本館と分館が緊密に連携し、サービスの拡大に努めること
- ② 本館と分館でカバーできない地域へのサービスとして、移動図書館サービスの導入を検討すること
- ③ 学校への館外奉仕を継続・拡大すること
- ④ 学校や施設等への団体貸出を積極的に行うこと
- ⑤ デジタル化資料の公開や電子書籍の導入により、
自宅にいながらにして利用できる環境を整備すること

(12) 行政支援サービス

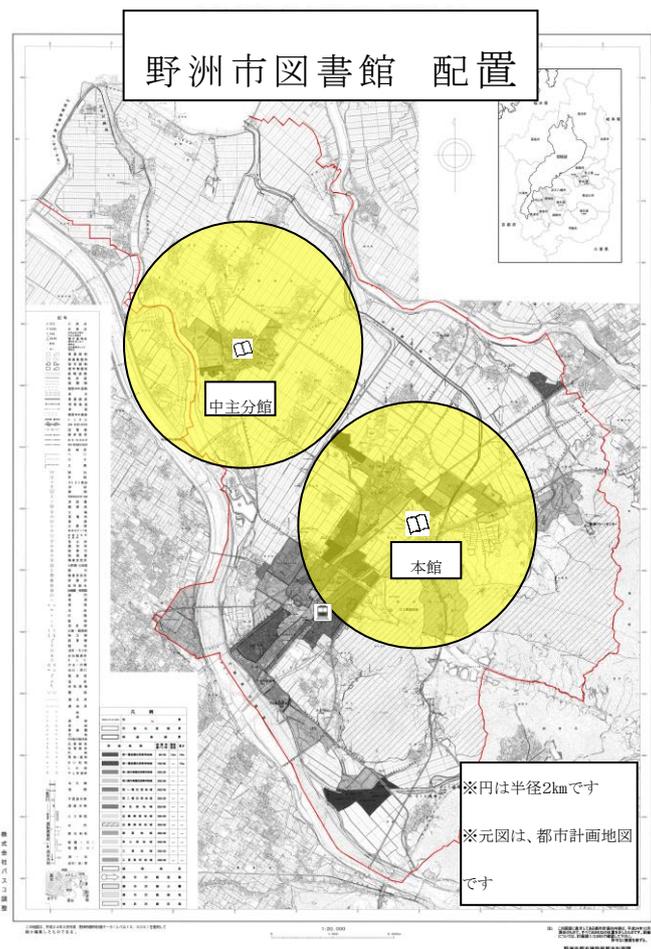
庁内に行政支援サービスを利用する文化を構築すること。また、各課等の施策を支援することにより、市民サービス向上をはかる必要がある。

- ① 各課等へ図書館サービスの周知を図ること
- ② 庁内LANを活用した新着図書等の情報発信を継続・発展させること

(13) 関係機関との連携

高度化・多様化する利用者の要求に対応するため、関係機関との連携・協力を推進する必要がある。

- ① 市民ボランティアとの連携を積極的に進めるとともに、市民参加型の企画を実施すること
- ② 博物館や公文書館、学校等関連機関とのネットワークを構築すること
- ③ 各種団体、商工会、企業などと連携し、必要な資料を収集提供するとともに地域情報のセンターとしてにぎわいのある街づくりに貢献すること



(14) 広報

利用者の拡大を図るため、情報の発信等の広報活動を積極的に実施する必要がある。

- ① 図書館のPRを強化し、利用者の拡大に努めること
- ② 各世代にあったブックリストなどを発行し、情報発信に努めること
- ③ 野洲図書館のホームページのさらなる充実に努めること

(15) 職員

図書館には専門職としての司書が不可欠である。その司書には今まで述べてきたさまざまなサービスを実現するための高いスキルが必要である。野洲図書館の職員は、正規、嘱託、臨時職員と雇用条件が異なる職員で構成されているが、すべて司書資格を有しており、質の高いサービスを提供できる条件が整っている。しかし、図書館の機能を十分理解し、活用し、地域住民に役立つ施設にしていくためには業務の核となる正規職員の司書が不可欠である。

- ① 今後、野洲図書館のサービスが継続・発展できるよう、計画的に専門職の正規職員の確保に努めること
- ② 図書館サービス向上のため、職場研修の実施や県立図書館等で開催される研修等への積極的参加により、職員のスキルアップに努めること
- ③ 館長は、司書の資格を持つ、専任の経験豊かな専門職を登用するよう努めること

(16) 施設・設備

建築後10年が経過していることから、安全・快適な施設の維持管理に努めること。

- ① 施設・設備の改修計画を策定すること
- ② 収蔵スペース確保のため、書庫の増床を検討すること

(17) 図書館情報システム

次期システム更新に向け、他社システムとの比較検討を行うとともに、新たなサービスの導入を検討すること。

- ① 学校図書館とのネットワーク化を検討すること
- ② ICタグの導入を検討すること
- ③ 電子書籍の導入を検討すること

4 おわりに

わたしたち図書館協議会は、野洲図書館がこの提言をもとに、中長期の目標を設定し計画的に運営されるとともに、その成果を協議会とともに点検・評価し、これからの野洲図書館のあるべき姿を追求されることを強く望む。

野洲市図書館協議会委員

(平成 24 年度)

荒川 眞知子	古高 成規	國松 完二	岩瀬 由美 (会長)	早川 久登 (副会長)
古武 祐美	中村 登	馬越 弘子	松山 裕子	常諾 真教

(平成 25 年度)

佐敷 恵威子	古高 成規	國松 完二	岩瀬 由美	早川 久登 (会長)
岩本 依江	中村 登	馬越 弘子 (副会長)	松山 裕子	常諾 真教

(平成 26 年度)

北村 章	福井 善隆	國松 完二	岩瀬 由美	早川 久登 (会長)
岩本 依江	中村 登	馬越 弘子 (副会長)	松山 裕子	常諾 真教

提言策定経過

平成 24 年 11 月 17 日 (土)	平成 24 年度第 1 回図書館協議会
平成 25 年 3 月 16 日 (土)	平成 24 年度第 2 回図書館協議会
平成 25 年 11 月 16 日 (土)	平成 25 年度第 1 回図書館協議会
平成 26 年 3 月 22 日 (土)	平成 25 年度第 2 回図書館協議会
平成 26 年 6 月 21 日 (土)	平成 26 年度第 1 回図書館協議会